



NEWS(PRESS) RELEASE

令和5年12月26日
健康福祉部 地域福祉課

<p>タイトル</p>	<p>志摩市物価高騰生活支援給付金（追加分）の給付について</p>
<p>概要</p>   	<p>物価が高騰する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯の生活を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を給付します。</p> <p>なお、給付金を受けるためには、手続きが必要な場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発送日 令和6年1月10日（水） 「支給のお知らせ」と「確認書」を送付します。 （郵便事情により同地域内でも配達日に差が出る場合があります。） 2. 発送件数 約7,000件 3. 手続きについて <ul style="list-style-type: none"> ○手続き不要の場合（「支給のお知らせ」送付対象者） 対象（以下の要件すべてに当てはまる世帯） <ol style="list-style-type: none"> ① 志摩市物価高騰生活支援給付金（3万円）を受給した世帯のうち令和5年度住民税均等割非課税の世帯 ② 令和5年6月2日から基準日（令和5年12月1日）までの間で新たに転入した者がいない世帯 ※「支給のお知らせ」について <ul style="list-style-type: none"> ・支給金額、支給日、振込口座を記載した通知書を送付します。 （手続き不要で受給できます。） 振込口座の変更を希望する場合や給付を辞退する場合は期限（令和6年1月24日）までに給付金事務局へご連絡ください。 ○手続きが必要な場合（確認書送付対象者） 対象（上記以外で下記の要件すべてに当てはまる世帯） <ol style="list-style-type: none"> ① 基準日（令和5年12月1日）時点で志摩市に住民登録がある世帯 ② 世帯の全員が令和5年度住民税均等割非課税の世帯（課税者の扶養親族のみの世帯を除く） ※従来通りの手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・振込先口座番号の記載された「確認書」を送付します。 振込先口座に変更がなければ、確認欄（2箇所）をチェックし、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記載の上、同封の返信用封筒で返信してください。 振込先口座欄が空白の場合や、振込先口座に変更がある場合は、記入例に従い記入の上、添付書類とともに返信してください。

	<p>4. その他</p> <p>同給付金は、「令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯」も対象となります。（申請が必要です）</p> <p>また、DV等避難者等特別な配慮を要する場合など、詳細につきましては、志摩市のホームページをご確認いただくか、下記までご連絡ください。</p>
お問合せ先	<p>志摩市 健康福祉部 地域福祉課 地域福祉推進係 荻野</p> <p>TEL 0599-44-0283 FAX 0599-44-5260</p> <p>e-mail chiikifukushi@city.shima.lg.jp</p>